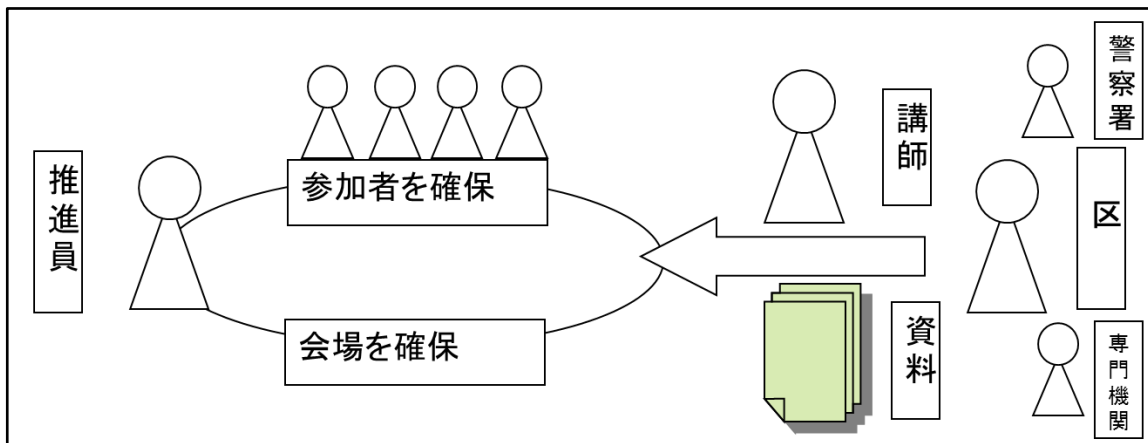


## 自転車安全利用推進員について

### 1 自転車安全利用推進員とは

#### (1) 自転車安全利用推進員とは

- 区民が自主的に自転車安全利用啓発に取り組み、区がこれを育成・支援するための仕組みのことです。
  - 地域のネットワークを活かし、身近なところで自転車安全講習等を実施していただきます。
  - 区とのパイプ役になり、身近なところできめ細かく啓発を進め、自転車安全利用を呼びかけていただきます。
  - 自主性を活かした様々な活動を展開してください。
- ※活動をする際には、「上から目線」の指導はしないようにしてください。



#### (2) 自転車安全利用推進員に期待する役割・効果

- 身近な地域での区民による活動であり、区民から見やすい。
- 自転車安全利用推進員が地域に増えることで、「うちでもやってみよう」という波及効果生まれる。
- 自転車安全利用推進員が地域に増えることで、様々な地域ネットワークへ交通安全啓発が浸透する。



## 2 自転車安全利用推進員になるには

### (1) 育成講習会を受講

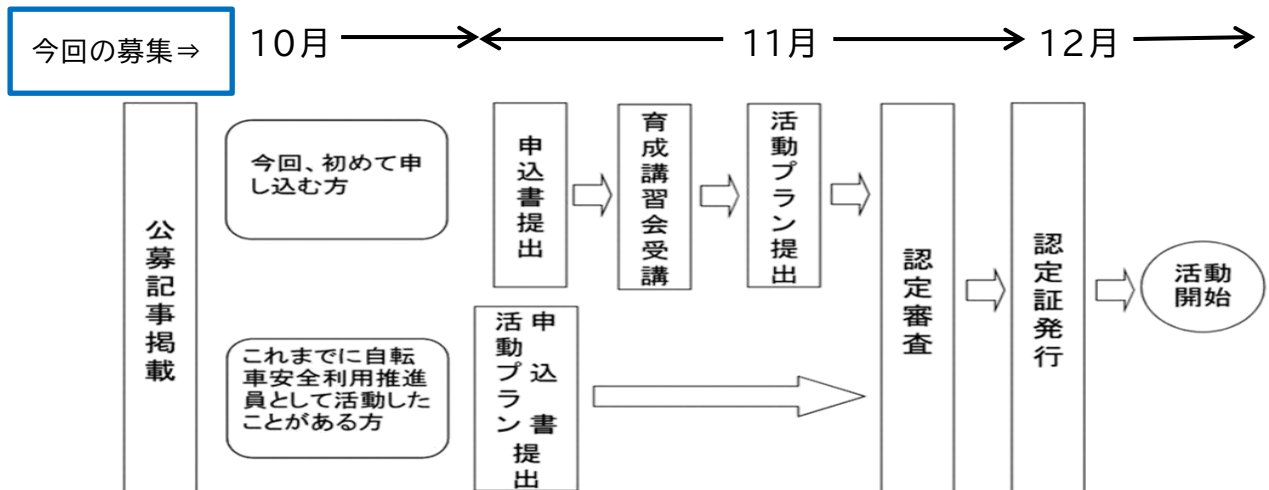
#### ◇受講内容

- 自転車の交通ルール
- 動画を活用した危険予測学習
- 事故発生時の責任と補償

### (2) 活動プランを提出

○「活動したいこと」を活動プランとして提出しましょう。

※活動内容について区でご相談に応じます。



### 【今回の募集日程】

令和 5年 10月 15日(日) 区広報による公募開始

令和 5年 10月 31日(火) 申込書提出期限

令和 5年 11月 上旬～中旬 オンライン講習のご案内

#### ◆オンライン育成講習会 3回のうち1回を必ず受講

令和 5年 11月 22日(水) 午前10時～午前11時

令和 5年 11月 24日(金) 午後 7時～午後 8時

令和 5年 11月 25日(土) 午前10時～午前11時

※講習は、一般財団法人日本交通安全教育普及協会に委託をしています。

※講習参加者には、区よりオンライン講習のご案内をさせていただきます。

※講習は、自宅にてオンライン講習の受講になります。

令和 5年 12月 1日(金) 活動プラン、認定証用写真(3cm×2.4cm)提出

令和 5年 12月 下旬 認定証発行・活動開始

令和 6年 3月末 進捗状況報告書提出

令和 6年 6月末 活動実績報告書提出

※申込書様式等は区ホームページ(\*)からダウンロードできます。

\*トップページ>住まい・街づくり・環境>交通>交通安全>自転車安全利用推進員について

### 3 区による支援

#### (1)講師について

自転車安全講習の対象者やねらいに合わせて、無償で講習に伺います。また、講師の紹介を行います。

#### (2)資料・教材の提供

自転車安全講習用の資料、自転車ルールやマナーの解説パンフレット、自転車安全講習DVD等の提供を行います。

#### (3)自転車安全利用啓発グッズの提供

自転車安全利用キャンペーン用に、配布用の資料、ポケットティッシュ、反射材等の啓発グッズなどを提供します。

#### (4)活動内容に関する相談

活動例、プログラム例を紹介するなど、活動実施に向け、相談に乗ります。関係機関への紹介もいたします。

自転車安全利用推進員同士の連携を図るなど、活動の仲間づくりをお手伝いします。

#### (5)その他

活動中のけが等に対応するため、区が保険料を負担し、ボランティア保険に加入していただきます。

活動の報酬や補助金はありません。

### 4. 活動例(イメージ)

#### (1)自転車安全講習を実施

町会・自治会、商店街、事業所・職場、団地・マンション、PTA・保護者会、趣味のサークルやママ友の集まり等にて自転車安全講習を実施する。

#### (2)自転車安全利用キャンペーン(呼びかけと資料・グッズ配布)の実施

踏切や駐輪場、地域のまつり、イベント、全国交通安全運動のテント等で自転車安全利用キャンペーンを実施する。

#### (3)その他

自転車危険箇所マップの作成、自転車実態調査の実施、インターネットを活用した活動(自転車安全利用ブログの開設、交通安全動画の作成等)

担当:世田谷区土木部交通安全自転車課 平倉・淵浪・宮下  
電話 03-6432-7966 FAX 03-6432-7996